

地方財政の充実・強化を求める意見書

2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、一般財源総額のさらなる充実や維持補修費の適切な確保を実現することにより、積極的な地方財政を確立するため、以下の事項を国に求める。

- 1 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握すること。また、住民生活を支える行政体制の構築・公共サービスの提供に関わる人件費を確保し、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 切れ目のない社会保障制度と支援体制の構築を不断に追求するとともに、各社会保障分野を支える人材を継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。また、国庫補助金の拡充並びに一般財源の確保の双方の観点から、引き続き安定的な社会保障施策が展開できるように措置すること。
- 3 交付税特別会計の債務償還を加速しつつ、引き続き臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間における税源偏在性がより小さい地方税体系を目指し抜本的な改善を行うこと。
- 4 税制の変更は、検討段階から「国と地方の協議の場」などを通じた自治体の制度設計への参画を保障し、地方自治体の行財政運営に配慮すること。また、減税措置などによって地方税及び地方交付税の減収が見込まれる場合は、原則的に全額を恒久的に地方特例交付金等により補填すること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、地方自治体の自由な裁量により使用できる一般財源として恒久化を図ること。
- 6 2026年度に実施した給与改善費のような財源措置を恒久的に実施すること。また、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇改善のため、継続的な財源措置を十分に実施し、公営企業等一般会計以外の部門においても繰出金等を通じて処遇改善が実現されるべき旨を徹底すること。
- 7 地方自治体が実施する各種事業において、人件費や物価の上昇に応じた価格転嫁が迅速に反映されるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。また、契約や雇用の形態に関わらず自治体の公共サービスを支える全ての人材の処遇を絶えず改善すること。

- 8 自治体業務システムの標準化については、引き続き国の責任において財源を措置すること。また、自治体DXの進展に伴い発生するシステム改修、事務負担及び人件費等の増大する負担について、自治体の事情に応じて柔軟に支援できる体制を整備すること。
- 9 地域公共交通の確保、整備については、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援するとともに、地方自治体が責任を持って主体的に実施できるよう制度を構築すること。
- 10 地域医療機関に十分な財政支援を講じるとともに、物価高騰や専門人材の不足にも対応できるように国全体での取組を強化すること。
- 11 地方交付税が、地方自治体の事情を十分に斟酌した上で財源保障機能と財政調整機能を発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月23日

伊勢原市議会